

青森県報

第四千百九十二号

平成二十八年
八月二十九日
(月曜日)

目次

告示

家畜体内受精卵移植講習会の開催……………(畜産課) ……一

公告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……一

建設業者の許可の取消し……………(東青地域
県民局) ……三

右 同……………(西北地域
県民局) ……三

公安委員会

警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(保安課) ……三

警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(同) ……五

指定講習機関の行う初心運転者講習の休止……………(運転免許課) ……六

告示

青森県告示第五百六十号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱(昭和五十六年十二月青森県告示第千五十七号)第二条第二項の規定により告示する。

平成二十八年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

平成二十八年十一月七日から同月三十日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

二 開催場所

地方独立行政法人青森県産業技術センター畜産研究所(上北郡野辺地町)

三 講習人員及び受講対象者

十五人。ただし、牛について家畜人工授精講習会修業試験に合格した者又は家畜人工授精師の免許を有する者に限る。

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成二十八年十月二十四日までに所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

公告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 十和田複合商業施設

十和田市東一番町七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

2 株式会社創建ホーム

十和田市東二十三番町一の一

代表取締役 中野渡健一

3 金京源

十和田市東二十三番町一〇の二六

4 金英輝

十和田市東十四番町四の四の六

三 十和田市の意見の概要

1 駐車場の出入り口について、駐車場法施行令第七条の技術的基準に適合すること。

2 駐車場内の車路の幅員について、駐車場法施行令第八条の技術的基準に適合すること。

3 一台当たりの駐車スペースについて、十和田市路外駐車場設置(変更)の届出の手引きに即するよう努めること。

4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)第十四条及び政令で定める基準(建築物移動等円滑化基準)に適合すること。

5 大規模な店舗が複数出店することにより、渋滞及び交通事故を誘因することが懸念されるため、交差点A、B、C、Dにおいて交通渋滞が発生しないよう(特に交差点C、Dについては、高校生の自転車通学等の経路と重なる。)、右折イン及び右折アウト車両のスムーズな誘導と安全確保に努めること。

6 来客の自動車の駐車場までの案内経路については、交差点A、B、C、Dにおいて交通渋滞、交通事故が発生しないよう(特に交差点C、Dについては、高校生の自転車通学等の経路と重なる。)、留意し、また、児童生徒等の登下校時間帯は狭隘な道路を回避するよう配慮すること。

7 搬出入車両の運行経路については、混雑が少なくなるような経路設定を事業者等に働きかけること。特に登下校時間帯に搬出入する場合は、児童生徒等の安全

面に配慮した措置をとること。

8 以前計画地に設置されていた旧十和田市駅停留所は、長年にわたり市内主要路線バスの起終点及び他路線への乗り換え拠点として、買い物客や通院者等多くの方々に利用されていた。現在、その代替として同停留所の最寄り停留所が機能しているが、従来の停留所と比べ冬期間における安全に不安があり、また他路線への乗り換え等に不便を来しているため、路線バス利用者等地域住民からは同停留所を元の場所に再設置して欲しいという要望が市へ寄せられている。については、計画地内に例えばバス等公共交通機関の停車スペースを確保するなど、周辺を含めた買い物客等の利便性及び安全確保に向けた対応について、バス運行事業者等とも協議の上、検討すること。

9 人にやさしいまちづくりの観点から、駐車場と施設におけるスロープの勾配等バリアフリー化の対策や、床の排水蓋等による段差解消等、構造面からも歩行者通行の利便性について配慮すること。

10 計画地の敷地が広範囲にわたり出入口も複数あるため、駐車場内を通り抜ける歩行者が増加すると考えられることから、歩行者が安全に通行できるよう、通り抜けが可能な導線を複数設けるなど、駐車場内における歩行者通路、横断歩道の設置及び表示方法を工夫すること。

11 歩道と交差する駐車場入り口付近の見通しを良くし、あわせて表示方法の工夫、停止位置に凸部を設け自動車の速度の低減を図る措置、駐車場の出入口の混雑緩和のため出入口を入口専用、出口専用とするなど、交通事故の予防に努めること。

12 計画地内には、深夜近くまで営業する店舗もあることから、死角が生じることのないよう夜間照明器具を適切に設置し、夜間の通行に影響が出ないように努めること。

13 夜間の安全に留意し、建物の陰によつて生じる死角に対し防犯カメラを設置するなど、子供の非行防止や防犯の観点から必要な措置を講じるよう努めること。

14 株式会社ユニバースは、平成二十四年四月九日に十和田市と災害時応援協定を締結しているが、届出書に記載されていない。

15 騒音源及び予測地点配置図(設備)によると、空調機室外機(19、20、21、32、33、39)及びキュービクル(3、4)が、住宅に近い場所に配置されていることから、実際に静穏が保持されない場合は必要な対策を取ること。

16 騒音源及び予測地点配置図(走行)によると、予測地点P5、P7、P8において来客車両走行音による夜間騒音レベルの最大値が規制基準値を上回ることから、静

穩の保持のための適切な対策をとること。

17 廃棄物の管理が設置者の手から離れ小売業者等が行うとのことなので、設置者は廃棄物の処分地として農地等が不法に使用されることが無いよう、小売業者等へ指示するなど、適正な管理に努めること。

18 青森県景観条例に基づく大規模行為の届出をすること。

19 青森県屋外広告物条例に基づく屋外広告物等の許可を受けること。

20 障害者等の移動や施設利用を円滑にするための車いす駐車場、トイレ、手すりなどについて、配慮すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十八年八月二十九日から同年十月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社石戸建設興業

二 代表者の氏名 石戸 一仁

三 主たる営業所の所在地 青森市大字安田字稲森一五三の七

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一〇〇〇二七号

五 取消年月日 平成二十八年八月五日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年八月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 まる真塗装

二 氏名 横澤 真一

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字板柳字船岡二〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第四〇〇三二二号

五 取消年月日 平成二十八年八月三日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第百号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号。以下「講習規則」という。）

第二条の規定により公示する。

平成二十八年八月二十九日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 講習の区分

法第二条第一項第三号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十八年十月三日(月)から同月十一日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前九時から午後四時五十五分まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

五人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。))の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年

以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十八年九月十二日(月)から同月十六日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)(一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入す

ること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

- 1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- 2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

- 1 青森県警察本部生活安全全部保安課
電話〇一七 七二三 四二一一
- 2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第百一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成二十八年八月二十九日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 講習の区分

法第二條第一項第三号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十八年十月六日（木）から同月十一日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで

三 実施場所

青森市問屋町二丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

五人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- 4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十八年九月十三日（火）から同月十六日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、

受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二〇センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通及び既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入する。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課

電話〇一七 七二三 四二一一

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第百二一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の十の規定により、指定講習機関五所川原モータースクールの特定講習の休止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十四条第二項の規定により告示する。

平成二十八年八月二十九日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 休止しようとする特定講習の種類

普通自動車、普通二輪車及び原動機付自転車に係る初心運転者講習

二 休止しようとする期間

平成二十八年九月一日から平成二十八年十月三十一日まで

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭